

經濟觀光

1	經濟振興	253
2	競輪事業	272
3	觀光政策	273
4	動植物園	280
5	スポーツ振興	282

1 経済振興

(1) 概況

本市は、九州の中央に位置し、国・県などの行政機関が集積する県庁所在地であるとともに、市内人口約74万人、熊本連携中枢都市圏約121万人を擁する消費市場を有している。こうした背景のもと、市内総生産を産業別にみると、卸売・小売業などの第3次産業が約8割を占めており、本市は商業・サービス産業中心の都市であるといえる。一方、第1次産業においては、商品性の高い作物を中心に、全国でも高い生産性を誇る都市型農業が展開されており、それを基にした伝統的な食品製造業なども発展している。このほか第2次産業においては、市内外に誘致された半導体産業、輸送機器産業等の大規模製造業や、情報通信関連産業、バイオ産業などの企業を中心に集積が進んでおり、九州の中核をなす拠点都市として役割を担ってきた。

本市の事業者の多くを占めるのは中小企業・小規模企業であるが、経済活動のグローバル化、人口減少・少子高齢化の急速な進展等により、社会環境が大きく変化するとともに、経営者の高齢化や後継者不足等、本市の中小企業・小規模企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。

また、平成28年(2016年)4月に発生した熊本地震により商業や観光産業をはじめとする地域産業の多くが甚大な被害を受けた。

そのような中、本市では、本市経済発展のため、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を計画的かつ効果的に実施していくために、令和2年(2020年)3月に、「熊本市中小企業・小規模企業振興基本計画」を策定した。

また、新型コロナウイルス感染症の感染流行が長期化し、多くの事業者の経営において深刻なダメージが生じ、地域経済への影響も深刻なことから、令和2年(2020年)10月に策定した「熊本市経済再建・市民生活安心プラン」に基づき、適時的確に、事業継続支援などの対策を実施するとともに、地域経済の回復・再生に向けた様々な取組を実施してきたところである。

(2) 産業政策

ア 創業支援(商業金融課・起業・新産業支援課)

本市では、平成26年(2014年)3月、国による創業支援事業計画の認定を受け、商工団体や金融機関、民間事業者等と連携した創業支援を行っているところであり、本市独自の取組としては、中小企業者や創業を志す市民の多岐にわたるニーズに対応するため、くまもと森都心プラザビジネス支援施設「XOSS POINT. (クロスポイント)」において、指定管理者制度による運営のもと、経営や資金調達にかかる相談窓口を設置するほか、創業を志す者を対象にしたインキュベーション施設「創業支援室」、ビジネスの成長や本市域内での事業展開を目指す県内外の企業が入居する「スモールオフィス」を設けている。

また、若者の創業機運の醸成を目的とした「大学生・専門学生向け起業スクール」や、創業から3年間、必要経費の補助及び経営の専門家派遣等による支援を一体的に行う「創業者チャレンジ支援補助制度」等、創業のステージに応じた段階的支援を実施している。

加えて、中小企業基盤整備機構が設置・運営するくまもと大学連携インキュベータ(大学連携型起業家育成施設)において、ライフサイエンス(生命科学)分野等で起業・新事業展開を行う方に対し、熊本県は支援人材の派遣(経営ノウハウ、販路開拓支援等)、熊本市はオフィス・研究室の賃料補助を実施しており、また、商店街内の空き店舗を活用し、小売業等の店舗を出店する民間事業者や創業者に対して店舗改装費等を対象とした補助を実施している。

さらに、令和5年度(2023年度)は、くまもと森都心プラザビジネス支援施設「XOSS POINT.」を中心とした、先輩起業家等による相談対応をはじめとする様々な支援プログラムの実施や、ベンチャーピッチ事業、起業家発掘・育成支援事業、クラウドファンディングを活用した資金調達への支援などの従来の取組に加え、新たな取組として、域内のスタートアップと学生等をマッチングし、インターン従事に繋げ、起業機運の醸成や起業家育成に取り組むほか、グローバル展開を目指すスタートアップの伴走型支援にも取り組むこととしており、スタートアップ等の成長に必要な「人」「場所・機会」「金」の3つの観点から、創業ステージに応じた伴走的なサポートを実施している。

イ 企業立地促進事業（企業立地推進課）

本市経済の活性化や雇用機会の拡大による市民所得の向上を図るため、平成11年（1999年）4月施行の「熊本市企業立地促進条例」に基づく優遇制度を活用して本市への企業の立地促進を図っている。

本市では、平成22年（2010年）3月の城南町・植木町との合併により市域が広がったことから、城南工業団地や今藤工業団地への製造業・物流企業の誘致が進んだほか、九州新幹線の全線開業や政令指定都市移行に伴う都市ブランド効果を背景に、IT関連、コールセンターや事務センター等のオフィス系企業を中心市街地や熊本駅周辺への集積を促進している。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、テレワークやオンライン会議など、デジタル技術を活用した新しい働き方が普及する中、首都圏企業がリスク分散やオフィスコスト削減を図る観点から、都市から地方へのオフィスの移転が見受けられた。そのような状況を受け、本市ではオンライン会議システムを活用した誘致活動を展開したほか、三大都市圏企業が本市の視察を行う際の費用の一部助成や首都圏企業と地場企業のマッチング支援などに取り組んでいる。加えて、TSMCの熊本県への進出を契機に、今後、半導体関連企業等のさらなる進出が期待されることから、令和4年12月に半導体関連産業の集積と企業の立地先となる産業用地の確保に向けて「半導体関連産業の集積に向けた産業用地整備方針」を策定し、民間活力を活用した官民連携による産業用地の整備を進める等、戦略性を持った誘致活動の展開を図り、更なる企業の立地を目指していく。

ウ フードパル熊本（経済政策課）

フードパル熊本は、本市が計画し、市と旧協同組合フードパル熊本が事業主体、旧環境事業団が開発主体となり開発した食品工業団地であり、地域経済の活性化とリーディング産業である食品産業の振興を目的に貢町、和泉町地区に建設したものである。特色としては、①生活者との交流、②地域経済をリードする意欲的な企業づくり、③質の高い就労環境、④地域農業との連携、⑤環境との調和の5つのコンセプトを基本に開発し、特に生活者との交流については、各企業において直売施設、見学工場、体験施設等の交流施設を設置するとともに、フードパル熊本の事業として、こだわり工房村（レンタル工房）、とれたて市（農産物直売所）事業にも取り組んでいる。また、本市も食品交流会館、公園、駐車場などの公益的施設を整備し、産業と市民、来訪者の交流の場、地域経済の牽引役としてその発展に大きな期待を寄せている。

熊本市食品交流会館（経済政策課）

熊本市食品交流会館は、食品産業の振興及び地域経済の活性化を促進するために建設したものであり、フードパル熊本の中核施設として、また地域産業、市民及び来訪者の交流施設として機能することを目指している。

所在地 北区貢町581番地2

主な設備 多目的ホール、第1会議室、第2会議室、パーティールームA・B、イベント広場等

管理運営 株式会社フードパル熊本（指定管理者）

施設利用状況

	H30			R1			R2			R3			R4		
	利用 件数 (件)	利用者数 (人)	利用率 (%)												
第1 会議室	506	19,684	69	510	19,992	70	294	8,033	50	351	13,617	55	199	11,244	62
第2 会議室	288	4,273	50	261	4,349	52	166	1,486	33	178	1,761	34	107	2,061	66
パーティー ルーム	551	23,687	59	553	20,391	60	287	5,224	41	329	6,843	43	236	12,668	54
イベント 広場	56	21,458	17	45	18,925	14	18	2,230	6	23	6,182	7	44	11,130	13
多目的 ホール	481	107,924	66	420	93,607	61	250	18,175	39	102	10,682	17	140	28,710	55

（令和2年(2020年)4月23日～5月20日 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用休止、令和3年(2021年)4月1日～9月30日 多目的ホール特定天井改修工事のため利用休止、令和4年(2022年)10月～令和5年(2023年)2月 空調設備改修工事のため一部利用制限。）

エ くまもと森都心プラザ（起業・新産業支援課・市立図書館・西区保健こども課）

くまもと森都心プラザは、熊本駅周辺地域整備基本計画における「人と情報の交流ゾーン」「情報化社会を切り開くゾーン」に位置づけられ、施設の基本コンセプトを「ひと、情報、文化が交流し、豊かさと活力を生み出す『情報交流拠点』として平成23年（2011年）10月に開館した。（1）観光・郷土情報センター（2）プラザ図書館（3）ビジネス支援センター（4）プラザホール・会議室 等による複合交流施設として東A地区市街地再開発事業地区内に整備され、開館当初より、指定管理者（くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体）により管理運営されている。

令和4年4月には、熊本駅周辺の再開発による環境の変化や地域ニーズを踏まえ、観光・郷土情報センターを閉鎖し、新たなビジネス支援施設「XOSS POINT.」や、子育て支援施設「駅前子育てひろば」を開設し、施設の充実を図った。

- 所在地 西区春日1丁目14-1
- 主要施設 6階 A会議室～D会議室
- 5階 プラザホール、多目的室、ホワイエ・ラウンジ、控室
- 4階 プラザ図書館、学習室、託児室
- 3階 プラザ図書館、子育て支援施設 駅前子育てひろば
- 2階 ビジネス支援施設 XOSS POINT.、管理事務室

施設利用状況（有料施設）

区分	年度	H30	R1	R2	R3	R4
プラザホール		86,852人	74,335人	21,055人	13,105人	49,889人
多目的室		12,146人	11,932人	4,768人	6,115人	10,619人
A会議室		12,759人	11,266人	5,417人	5,480人	8,866人
B会議室		9,806人	9,643人	3,994人	4,012人	7,457人
C会議室		10,530人	9,784人	4,508人	4,603人	7,507人
D会議室		9,414人	7,368人	4,037人	2,447人	6,825人
託児室		1,136人	961人	599人	562人	733人

施設利用状況（有料施設以外）

区分	年度	H30	R1	R2	R3	R4
観光・郷土情報センター		230,802人	191,170人	142,801人	83,157人	
ビジネス支援センター		2,514人	2,416人	2,767人	1,407人	
XOSS POINT.						10,373人
プラザ図書館		536,007人	511,968人	372,564人	345,404人	439,893人
駅前子育てひろば						8,689人

（令和2年(2020年)4月23日～5月20日 新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用休止、令和3年(2021年)5月11日～11月30日 プラザホール特定天井改修工事のため利用休止、令和3年(2021年)12月1日～3月31日 ビジネス支援施設整備期間中の臨時窓口設置のため利用休止）

オ 海外経済交流の推進（経済政策課・企業立地推進課）

海外との経済交流を推進し、地場企業の販路拡大、グローバル化を図るため、東アジア経済交流推進機構の一員として、中国・韓国の各都市との産業交流や相互のネットワークの強化を促進するとともに、県、JETRO熊本、熊本県貿易協会等関係機関と連携しながら、海外主要都市における見本市への出展支援など、地場企業の製品や技術力の知名度向上を図る取組をおこなっている。また、熊本港利用促進のため、定期航路を利用した荷主企業への助成金、船会社や荷主企業への訪問等によるポートセールス活動を展開している。

(3) 商工業の振興

ア 魅力ある商店街の形成（商業金融課）

中心商店街の活性化については、令和5年（2023年）3月17日内閣総理大臣より認定を受けた4期中心市街地活性化基本計画に基づき、前期計画までに整備してきた都市基盤を最大限に活用し、交流拠点としての都市的魅力を高めるとともに、各商店街等と連携し回遊性の向上を図るなど、賑わいのある中心商店街を創出する。

また、地域商店街については、地域の特性を活かした個性ある取り組みや地域と一体となって取り組む事業に対して積極的な支援を実施している。

イ 工業の生産性向上（起業・新産業支援課、経済政策課）

新規性・独自性のある高付加価値の製品の創出を促進するために、大学等における研究シーズと企業の事業化シーズのマッチング機会の提供や中小企業者が行う新製品・新技術研究開発を支援している。

販路拡大の支援については、中小製造業者等が行う見本市出展への助成を行ったほか、令和4年度は地場製品の知名度向上及び商品PRの機会を提供し販路拡大につなげることを目的に「くまもとの物産商談会」と、新たにEC展開に取り組む食品製造業や工芸品製造業者等に伴走型支援を行うとともに、実践の場としてのWEB物産展を開催する「EC展開伴走型支援事業」を開催した。

令和5年度（2023年度）は、中小企業のDX化伴走型支援、市内外で開催される物産展等出展やEC展開への助成、物産商談会の開催を通して、本市工業の活性化と中小製造業者等の経営基盤の安定を図る。

さらに、地場企業の技術革新や産学連携などを促進するとともに、くまもと産業支援財団をはじめとする各支援機関と連携して先端産業の育成と産業の高度化に取り組んでいる。

ウ 人材の確保・育成（起業・新産業支援課、雇用対策課、経済政策課）

職業安定機関や企業との連携のもと、求人活動への支援を図るとともに、勤労者資質の向上、勤労者福祉の充実など、中小企業における人材の確保や育成に努める。

また、中小企業の人材の育成を支援するため、指定管理者によって運営されるくまもと森都心プラザビジネス支援施設「XOSS POINT.」において経営者から新入社員までを対象とした各階層別・分野別能力開発研修を体系的に開催するとともに、中小企業大学校等の研修に企業が従業員を派遣する場合、旅費・滞在費の2分の1相当額を補助する「中小企業研修派遣助成制度」を設けている。

研修事業実績

年度 研修種別	H30		R1		R2		R3		R4	
	件数 (件)	受講者数 (人)								
経営研修（セミナー等）	18	299	16	237	13	154	17	162	18	216

エ 共同化への支援（商業金融課）

環境整備や事業の共同化を促進するため、商店街が実施する共同施設の整備に対する支援や、中小企業者が共同して事業を行うための事業協同組合等の組織化に対し支援を実施している。

オ 熊本流通業務団地（商業金融課）

流通機能の合理化と都市機能の維持増進を図り、都市環境の改善と消費生活の安定に資するため、市南部の近見・田迎・御幸地区に熊本流通団地を建設したものである。

この熊本流通団地は、「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づき、流通業務施設と関連公益施設等を計画的に整備したもので、約80社の卸・運輸・倉庫業者が入居している。

また、地域の情報化を推進するため設立された第3セクターの(株)熊本流通情報センターも流通情報会館に入居しており、高度情報化社会に対応するため、情報通信技術を駆使した流通業の経営効率化・情報力強化を図り、九州における流通拠点としての基盤の確立を目指している。

事業の名称 熊本流通業務団地造成事業
 位置 南区流通団地1丁目・2丁目

カ 熊本市流通情報会館（商業金融課）

熊本市流通情報会館は、「地域経済の活性化」を推進し、中小企業の経営活動を積極的に支援するため、(1)熊本地域の産業情報化の核、(2)中小企業の人材育成の場、(3)商品流通情報の交流の場、(4)熊本流通団地の機能を総合的に高めるための拠点施設及び公益施設としての機能を有した総合施設である。

なお、当会館は平成17年(2005年)4月より指定管理者(熊本流通団地協同組合)により管理運営されている。

所在地 南区流通団地1丁目24番地

開館 平成元年4月26日

主要施設

(事務棟) 6階 601～604研修室、ラウンジ

5階 501～503研修室

4階 (株)熊本流通情報センター

3階 (株)熊本流通情報センター

2階 熊本流通団地協同組合、多目的ルーム

1階 会館事務室、常設展示コーナー

(展示棟) 1階 展示場(1,080㎡、高さ5.9m、床荷重1t/㎡)

地下 駐車場

会館利用状況

区分		年度				
		H30	R1	R2	R3	R4
研修室	件数	2,835	2,698	1,462	1,467	2,050
	人数	85,672	81,925	34,676	38,889	51,906
展示場	件数	238	234	120	146	197
	人数	83,698	54,462	11,111	21,193	27,081

(令和3年(2021年)8月2日～9月30日新型コロナウイルス感染拡大防止のため新規予約停止及び利用時間の短縮)

(4) 雇用対策（雇用対策課）

ア 雇用の安定と確保

- ・熊本連携中枢都市圏の企業と求職者の出会いの場として、対面及びオンラインを活用した合同就職説明会を年間12回開催し、企業の人材確保及び求職者の早期就職を支援する。
- ・県内・県外大学生等を対象として、熊本連携中枢都市圏の企業へのインターンシップ事業を実施し、地元定着及び熊本へのU I Jターン就職を促進し、将来的な人材確保を図る。
- ・地場企業や地域産業への理解を深めることを目的として、熊本連携中枢都市圏の小中学生が地場企業やサプライチェーンの産業構造を学ぶ「しごと学びWEBライブ」を開催することにより、キャリア育成及び将来的な人材定着を図る。
- ・「高等学校進路指導担当教諭と地場企業との意見交換会」を県や関係団体と連携実施し、若年者の就職促進を図る。
- ・熊本市公式移住サイト「熊本はどう？」等による移住プロモーションを行うとともに、就労人材がよりスムーズに本市に移住しその後の定住につながるよう、移住者交流会やU I Jターン合同就職面談会等の開催、U I Jターンサポートデスクによる移住・就業相談対応を実施し、移住希望者への継続的な支援に取り組むことで、移住就業の促進を図る。
- ・移住の後押しとして、東京23区(5年以上在住又は通勤)から本市へ移住し、地場企業等に就業又は起業等した方への移住支援金や、熊本県外から本市へ移住し、地場企業等に就業又は起業等した方へ引っ越し代金等を補助する転居費等支援金を交付することにより移住の促進及び中小企業等における人手不足解消を図る。
- ・人手不足が顕著で、雇用吸収力の高い介護・警備・運輸・建設分野に就職した方への就職奨励金を交付する。あわせて、介護職員として従事するために、必要な介護職員初任者研修講座を実施し、介護業界への就労支援を行う。
- ・社会保険労務士による無料市民労働相談を実施し、事業主や労働者からの、雇用調整助成金等の申請や労務管理、労働条件等の相談対応（市役所本庁舎1階において毎週水曜日14：00～17：00に相談窓口を設置）を行う。
- ・障がい者、母子家庭の母等、高齢者を雇用した事業主に雇用奨励金を支給することにより、特に就職が困難な市民の雇用促進を図る。
- ・外国人労働者等の日本語習得を支援し、日本語能力の向上による従事業務の高度化や特定技能への移行を支援する。
- ・働き方改革の推進を通じた上質な労働環境の整備を支援するため、テレワークセミナーを実施する。

イ 職業能力の向上

教育訓練の充実

- ・熊本市職業訓練センターで、求職者や在職者の職業能力開発訓練を実施し、市民の職業能力の向上を支援する。
- ・熊本市職業訓練センターの受講生のうち、雇用保険の受給資格のない離職中の者に対して、受講料の半額を助成する。
- ・認定職業訓練校を支援することにより、若年労働者の技術養成、職業能力の向上を図り、同時に、離職防止や地場企業への定着につなげる。

熊本市技能者表彰

- ・本市産業の発展に尽くされた技能者や全国規模以上の技能競技大会において優秀な成績を修めた者、さらには各種の技能をもって地場企業に勤務する優秀な若年技能者を表彰することで、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ若年技能者の育成及び技能水準の向上を図る。

ウ 労働環境の向上

関係機関との連携強化及び福利厚生への向上支援

- ・熊本市勤労者福祉センター（サンライフ熊本）の運営を通じ、中小企業勤労者の健康保持、体力の増強及び教養、文化等、雇用の促進と福祉の向上を図る。
- ・熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンターの各種祝い金等の給付事業及びレジャー・レクリエーション等の福

利厚生事業を支援することにより、従業員の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興に寄与する。

- ・社会保険労務士による無料市民労働相談を実施し、事業主や労働者からの、雇用調整助成金等の申請や労務管理、労働条件等の相談対応（市役所本庁舎1階において毎週水曜日14：00～17：00に相談窓口を設置）を行う。（再掲）

労働相談実績（件数）

令和5年(2023年)4月1日現在

年度	合計	就業規則 労働契約	人事 配置転換	セクハラ 等	賃金 退職金	労働時間 休暇	退職 解雇	懲戒処分 損害賠償	安全衛生 労災事故	雇用保険	社会保険 年金	その他
H30	34	3			4	3	5	1	2	4	12	
R1	52	5	1		1	1	2		1	3	29	9
R2	151	6	0	0	8	2	11	0	2	86	25	11
R3	64	6	1	5	3	1	5	2	4	11	9	17
R4	58	2	0	0	6	4	10	1	1	4	15	15

※R2は4月15日～3月31日まで新型コロナウイルスに関する特別労働相談（149件）で対応。

エ 関係機関との連携事業の取組み（連携相乗効果による全体最適化、効率化）

労働局・熊本県との連携事業

- ・平成26年度（2014年度）に熊本労働局と「熊本市雇用対策連携協定」を締結し、求職者の就職促進と企業の人材確保支援等について、時勢に応じた政策課題を共有し効果的・一体的にその対策に当たることとした。
- ・「高等学校進路指導教諭と地場企業との面談会」を県や関係団体と連携実施し、若年者の就職促進を図る。（再掲）
- ・熊本労働局及び熊本県との連携により就職未内定の高校3年生と地場企業との合同就職面談会を実施する。
- ・働くことに一歩を踏み出せない若者（若年無業者）への支援として、熊本労働局が主体となって実施する地域若者サポートステーション事業を連携支援する。
- ・「働き方改革」に資する企業セミナーなどを熊本労働局と連携し実施する。
- ・国と連携・協力して中央区役所・東区役所に設置した、生活保護受給者等への就労支援を行うハローワークのサテライトを通じ、ハローワーク業務と福祉分野の業務とを連携させた就労支援を一体的に実施する。
- ・熊本労働局及びシルバー人材センターと連携・協力して中央区役所及び熊本市勤労者福祉センターに設置した高齢者職業相談コーナーを通じ、健康で就業意欲の高い高齢者の職業相談を実施する。

オ 労働雇用関係施設（市施設）

熊本市職業訓練施設（熊本市職業訓練センター、熊本市事業内高等職業訓練校）

職業に必要な労働者の能力の開発及び向上を促進するため、職業訓練を行う事業主等への施設の提供及び各種職業能力の開発又は向上に関する講習や体験学習等、幅広い職業訓練を実施している。

管理運営 熊本市職業訓練施設管理共同企業体（指定管理者）

所在地 西区花園7丁目19番10号、中央区南熊本3丁目8番16号

利用者数（延べ人数）

令和5年(2023年)4月1日現在

年度	区分	合計	市指定事業	自主事業	貸館利用			
					認定訓練	受託訓練	検定	一般貸館
R2		31,256	291	10,027	8,515	11,702	198	523
R3		30,272	372	8,008	11,574	8,957	131	1,230
R4		31,501	160	9,542	8,524	11,803	241	1,231

（令和2年(2020年)4月23日～5月20日新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用休止）

熊本市勤労者福祉センター

雇用の促進と勤労者の福祉の向上を図るため、雇用の促進に関する事業、心身の健康及び体力の増進に関する事業、教養及び文化活動に関する事業、福祉の向上に関する事業の実施及び体育室や会議室等の貸出等を行う。

管理運営 (一財) 熊本市勤労者福祉センター (指定管理者)

所在地 中央区黒髪3丁目3番12号

令和5年(2023年)4月1日現在

年度	区分	利用者数 (人)				貸館 (千円)	主催事業 (千円)
		講座等	貸館等	健康相談	計	利用料金	主催事業収入
H30		31,857	18,407	1,706	51,970	2,686	13,339
R1		37,091	20,370	3,401	60,862	3,068	16,616
R2		13,911	9,843	2,581	26,335	2,137	6,221
R3		13,849	6,615	2,524	22,988	1,540	6,533
R4		24,983	13,436	4,160	42,579	2,760	11,169

(令和2年(2020年)4月23日～5月20日新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用休止)

(5) 中小企業経営の基盤強化（経済政策課・商業金融課）

中小企業が抱える経営上の諸問題についての相談・診断を行うとともに、経営情報の提供など、中小企業の自主的な経営努力を支援し、経営力の強化を図る。

ア 資金調達の円滑化

中小企業が健全な経営活動を営めるよう、金融情報の提供や円滑な資金調達を制度融資により支援する。

融資状況

年度 制度名	R2		R3		R4	
	件数	金額	件数	件数	金額	件数
	件	千円	件	千円	件	千円
小口資金融資	12	44,980	23	89,140	48	195,020
経営向上小口資金融資	53	144,900	246	761,160	355	1,013,090
経営安定資金融資	6	43,500	17	124,230	22	134,450
創業サポート資金融資	35	102,900	36	94,000	84	334,500
経営安定特例資金融資	0	0	0	0	0	0
経済環境変動対策資金融資	4	36,000	2	21,000	34	183,142
公害防止施設資金融資	0	0	0	0	0	0
地下水使用合理化設備資金融資	0	0	0	0	0	0
高度化資金融資	0	0	0	0	0	0
短期資金融資	4	11,000	9	21,000	10	29,500
新エネルギー設備等資金融資	0	0	0	0	0	0
計	114	383,280	333	1,110,530	553	1,889,702

イ 熊本市中小企業活性化会議

平成24年（2012年）第4回定例会において、議員提案により「熊本市中小企業振興基本条例」が制定、平成25年（2013年）4月1日から施行された。平成30年（2018年）第4回定例会において、改めて議員提案により条例の一部改正がなされ、平成31年（2019年）4月1日から名称を「熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例」に改正し、新たに小規模企業に関する基本理念、基本方針などを追加した。この条例は、中小企業・小規模企業振興に向けた基本理念や、市民・中小企業・市などの役割などを定めたもので、市長の附属機関として、熊本市中小企業活性化会議を置き、市長の諮問に応じて会議で条例の基本方針に基づく中小企業・小規模企業の振興に関する施策等を審議するものである。

目的 熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例第9条における施策の基本方針に基づく、中小企業・小規模企業の振興に関する施策等について審議する。

委員構成 16人以内（学識経験者、公募委員、中小企業団体・金融機関・消費者団体・関係行政機関の職員）

任期 2年

開催状況 第1回 令和4年（2022年）7月12日

(令和4年度) 第2回 令和4年（2022年）8月10日

(6) 中小企業等への各種助成（商業金融課）

ア 中小企業振興助成

助成の種類	助成対象	助成措置
事業助成金	中小企業者が、中小企業団体であって市長が認めたものを組織し、運営を開始したとき	1組合につき10万円（組織し、運営を開始した年度に限る）
	商店街等環境整備事業	事業費が1億円以下のとき、事業費の20パーセントに相当する額以内
		事業費が1億円を超えるとき、2千万円に1億円を超える額の10パーセントを加算した額以内とし、3千万円を限度とする
	集団化事業及び施設共同利用事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、2千万円を限度とする
	一般高度化事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、1千万円を限度とする
融資のあっせん	創業及び経営基盤の強化に必要な設備、高度化施設等、福利厚生施設	融資のあっせん
便宜の供与	中小企業団体のうち市長の認めるものを組織したとき、設備、高度化施設等	用地のあっせん、労働力の確保、道路等の整備、情報・資料の提供、その他

助成状況

区分	年度					
		H30	R1	R2	R3	R4
設立運営費	件数	0	4	2	0	0
	金額（千円）	0	400	200	0	0
高度化施設	件数	0	0	0	0	0
	金額（千円）	0	0	0	0	0

イ 商店街共同施設助成

商店街の共同施設（街路灯、アーケード、防犯カメラ等）の設置等の事業を助成する。

助成状況

年度	H30	R1	R2	R3	R4
件数	6	3	0	3	3
金額（千円）	8,185	1,128	0	1,478	1,762

ウ 商店街共同施設電気料補助

商店街が管理する街路灯電気料の20%を運営資金として補助する。

助成状況

年度	H30	R1	R2	R3	R4
件数	49	53	50	51	50
金額（千円）	3,990	4,255	4,027	3,972	3,970

エ 商店街活性化特別支援事業

商店街等が実施する集客や販売促進等の事業を助成する。

助成状況

年度	H30	R1	R2	R3	R4
件数	32	32	16	18	19
金額（千円）	28,272	23,700	12,956	17,800	18,379

オ 物価高騰対策プレミアム付商品券発行支援事業

地域経済における消費喚起を目的に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街・商工会・事業協同組合・企業等が、独自に物価高騰対策プレミアム付商品券を発行する事業に対し助成する。

助成状況

	R4 商店街等プレミアム付商品券発行支援事業	R4 物価高騰対策プレミアム付商品券発行支援事業
件数	38 (70団体)	36 (79団体)
金額 (千円)	250,092	295,340

カ 新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業

新型コロナウイルス感染症の影響により増加した商店街の空き店舗を解消し、もって本市商業の振興を図るため、出店環境の整備・出店に係る経費の一部を補助する。

助成状況

区分	年度		R3	R4
	件数	金額 (千円)		
新規出店者支援事業	件数		8	83
	金額 (千円)		9,103	92,246
空き店舗リノベーション支援事業	件数		1	5
	金額 (千円)		3,000	9,497

(7) 中小企業金融対策（商業金融課）

ア 中小企業金融制度一覧

制度名 (発足年月日)	小口資金融資 (昭 38. 8. 7)	経営向上小口資金融資 (平 19. 10. 1)
目 的	市内中小企業者の小口資金の円滑な融資を図ることにより、企業の体質改善を図り、もって本市中小企業の振興に寄与する	金融環境変化の影響を受けやすい市内小規模零細事業者に対して、責任共有制度の対象外とすることにより、小口資金の円滑な融資を図り、企業の体質改善を図るとともに、安定的な資金調達を維持し、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に1年以上住所(法人の場合は本店登記)を有し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・従業員20人以下であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に1年以上住所(法人の場合は本店登記)を有し、かつ同一事業を1年以上経営している小規模企業者 ・従業員20人以下(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)であること ・この融資と既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲内であること ※熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条第1項第1号に該当する者は、保証料補給の特例あり
使 途	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額	1,000万円以内	1,000万円以内
融 資 期 間 及 び 利 率	30ヶ月：固定 年2.00%以内 45ヶ月：固定 年2.10%以内 60ヶ月：固定 年2.20%以内	3年以内：固定 年1.70%以内 4年以内：固定 年1.80%以内 5年以内：固定 年1.90%以内
据 置 期 間	6ヶ月以内	6ヶ月以内
保 証 料 率	年0.225%～0.625% (保証料補給適用後)	年0.25%～1.10% (保証料補給適用後) ※特例対象者 年0.00%
連 帯 保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。
返 済 方 法	元金均等返済	元金均等返済又は一括返済
相 談 窓 口	XOSS POINT. 取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	XOSS POINT. 取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取 扱 金 融 機 関	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫

制度名 (発足年月日)	創業サポート資金融資 (平 12. 4. 1)	経営安定特例資金融資 (昭 55. 4. 15)
目的	創業を行う若しくは創業を行った個人又は創業を行ったことにより設立された会社に対して、資金の円滑な融資を図ることにより創業支援を行い、もって本市中小企業の振興に寄与する	外的要因による経営環境の変化に伴い、健全な経営の安定に支障が生じた中小企業者へ円滑な融資を図ることにより、中小企業者の経営の安定を図り、もって、本市中小企業の振興に寄与する
対象	新規に事業を起こす(起こした)者 ①市内に住民票住所を有し、事業を営んでいない個人であって、1ヶ月以内に新たに事業を開始する者(2ヶ月以内に新たに会社を設立する者) ②市内に住民票住所を有し、個人事業を開始した日以後1年未満のもの ③市内に本店登記を有する法人であって、会社設立の日(法人登記日)以後1年未満の者 ※産業競争力強化法に基づく認定特定創業支援等事業により支援を受けた者は6ヶ月以内 ※熊本県外に住民登録後1年以上経過し、定住を目的として、熊本市内に住民登録後、1年以内の者は、保証料補給の特例あり ※熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条第1項第2号に該当する者は、保証料補給の特例あり	市内に1年以上住所(法人の場合は本店登記)を有し、かつ同一事業を1年以上(天災地変・火災の場合6ヶ月以上)経営している中小企業者 ①大規模小売店(床面積1,000㎡超)の進出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めた者 ②倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50万円以上の売掛債権を有しその回収が困難であると市長が認めた者 ③天災地変・火災により被害を受けた中小企業者と市長が認めた者 ④大規模小売店の撤退、譲渡又は縮小に伴い経営に影響を受けると市長が認めた者
使途	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金 (①、④については設備資金のみ)
融資限度額	2,000万円以内	1,500万円以内
融資期間及び利率	3年以内：固定 年1.30%以内 5年以内：固定 年1.45%以内 7年以内：固定 年1.60%以内	7年以内：固定 年2.00%以内
据置期間	1年以内	1年以内
保証料率	・令和5年12月28日保証申込受付かつ令和6年3月末日実行分 年0.00% ・上記以外 年0.35% ※特例対象者：年0.00% (保証料補助・補給適用後)	年0.25%~1.70% (保証料補助適用後)
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。
返済方法	元金均等返済	元金均等返済
相談窓口	XOSS POINT. 取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	XOSS POINT. 取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取扱金融機関	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫

制度名 (発足年月日)	経営活性化資金融資 (令 5. 4. 1)	補助金活用支援資金融資 (令 5. 4. 1)
目的	市内中小企業者の経営の活性化に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内中小企業者の円滑な事業展開や拡大を支援するため、国や地方自治体等から補助金交付決定を受けた事業者に対し、必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対象	・市内に1年以上住所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者及び組合	・市内に1年以上住所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ1年以上経営している中小企業者 ・国や地方自治体等から補助金の交付決定を受けていること ※借入申込時の必要書類：補助金に関する「交付決定通知書（写）」＋「申請書類（写）」 ※取扱期間は、令和5年12月28日保証申込受付かつ令和6年3月31日融資実行分まで
使途	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金 (※補助対象事業の実施に必要な資金に限る)
融資限度額	3,000万円以内	3,000万円以内
融資期間及び利率	3年以内：固定 年2.10%以内 5年以内：固定 年2.20%以内 7年以内：固定 年2.30%以内	7年以内：固定 年1.85%以内
据置期間	1年以内	1年以内
保証料率	年0.25%～1.70% (保証料補助適用後)	年0.00% (保証料補給適用後)
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。
返済方法	元金均等返済又は一括返済	元金均等返済又は一括返済
相談窓口	XOSS POINT. 取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	XOSS POINT. 取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取扱金融機関	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫

※ 伝統工芸営業者、事業承継者に取組む中小企業者等に対する利子補給制度有り

※ 起業化支援資金融資は、平成23年（2011年）4月1日から創業サポート資金融資へ名称変更

イ 預託金

市制度融資（小口資金を除く）の貸付原資の一部として取扱金融機関に貸付（預託）を行う。
 協調倍率：3倍

預託状況

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
預託額（千円）	3,343,000	3,343,000	3,343,000	3,343,000	3,343,000

ウ 新型コロナウイルス関連利子補給補助金

熊本県の金融円滑化特別資金の借入に際し、本市が利子補給を実施する。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県の金融円滑化特別資金のうち、以下のいずれかの貸付を受けた者 ① 「新型コロナウイルス感染症分」は、令和2（2020年）年3月2日から令和3年（2021年）3月31日までの融資実行分 ② 「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」は、令和2年（2020年）3月2日から令和2年（2020年）8月31日までの融資実行分 ③ 「危機関連保証、新型コロナウイルス感染症分」は、令和2年（2020年）3月2日から令和2年（2020年）8月31日までの融資実行分 ・融資実行日から利子補給の申請日まで、継続して熊本市内で事業を営んでいる者
補 給 期 間	融資実行日から3年以内
利 率 上 限	2.3%
補給対象借入額	合計8,000万円以内 ・「新型コロナウイルス感染症分」並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」「危機関連保証、新型コロナウイルス感染症分」の新規資金需要にかかる合計借入額8,000万円を上限とする ・借換えの場合、熊本地震分の借入残額は、利子補給の対象外
補給率	全額

助成状況

年 度	R2	R3	R4
件 数	5,696	5,050	4,410
金額（千円）	996,452	1,247,916	981,250

エ 新型コロナ伴走支援型利子補給補助金

熊本県の新型コロナウイルス経営改善資金（伴走支援型）の借入に際し、本市が利子補給を実施する。

対 象 者	・熊本県の新型コロナウイルス経営改善資金（伴走支援型）を令和5年3月31日までに保証申込し、貸付を受けた者のうち、融資実行日から利子補給の申請日まで継続して熊本市内で事業を営んでいる者
補 給 期 間	融資実行日から1年以内
利 率 上 限	1.90%
補給対象借入額	対象融資に係る支払実績のある約定利子1年分が対象
補給率	全額

助成状況

年 度	R4
件 数	641
金額（千円）	66,942

(8) 経済統計

ア 産業別市内総生産（経済政策課）

(単位 百万円、%)

項目		実数			構成比			対前年度比		
		H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度	R2年度	R元年度	R2年度	
産業	第1次産業	農業	22,192	21,356	20,829	0.8	0.8	0.8	△ 3.8	△ 2.5
		林業	143	143	122	0.0	0.0	0.0	0.3	△ 14.8
		水産業	6,713	6,626	5,703	0.3	0.3	0.2	△ 1.3	△ 13.9
		小計	29,048	28,126	26,654	1.1	1.1	1.1	△ 3.2	△ 5.2
	第2次産業	鉱工業	188,271	177,172	183,745	7.2	6.7	7.3	△ 5.9	3.7
		建設業	167,480	152,480	174,900	6.4	5.8	6.9	△ 9.0	14.7
		小計	355,751	329,652	358,645	13.6	12.5	14.2	△ 7.3	8.8
	第3次産業	電気・ガス・水道業	48,497	49,041	47,914	1.9	1.9	1.9	1.1	△ 2.3
		卸売・小売業	339,998	335,970	312,256	13.0	12.7	12.3	△ 1.2	△ 7.1
		運輸・郵便業	96,083	99,371	66,217	3.7	3.8	2.6	3.4	△ 33.4
		宿泊・飲食サービス業	89,039	86,267	52,041	3.4	3.3	2.1	△ 3.1	△ 39.7
		情報通信業	136,958	148,939	153,709	5.2	5.6	6.1	8.7	3.2
		金融・保険業	139,831	141,483	103,037	5.3	5.4	4.1	1.2	△ 27.2
		不動産業	315,484	321,832	327,639	12.0	12.2	13.0	2.0	1.8
		専門・科学技術、 業務支援サービス業	261,882	281,286	279,309	10.0	10.7	11.0	7.4	△ 0.7
		公務	228,182	229,144	230,280	8.7	8.7	9.1	0.4	0.5
教育		130,267	131,559	131,174	5.0	5.0	5.2	1.0	△ 0.3	
保健衛生・社会事業		301,469	310,649	308,260	11.5	11.8	12.2	3.0	△ 0.8	
その他サービス		127,712	131,081	113,905	4.9	5.0	4.5	2.6	△ 13.1	
小計	2,215,402	2,266,623	2,125,741	84.6	85.8	84.0	2.3	△ 6.2		
合計		2,600,201	2,624,401	2,511,040	99.2	99.4	99.3	0.9	△ 4.3	
輸入品に課される税・関税		45,953	45,733	44,639	1.8	1.7	1.8	△ 0.5	△ 2.4	
(控除) 総資本形成に係る消費税		26,132	29,216	26,033	1.0	1.1	1.0	11.8	△ 10.9	
市内総生産（市場価格表示）		2,620,023	2,640,918	2,529,646	100.0	100.0	100.0	0.8	△ 4.2	

(注) 表中の計数は単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しない場合がある。
数値に富合町、城南町、植木町を含む。

(資料) 熊本県統計協会 市町村民経済計算報告書 令和2年度（2020年度）版

イ 産業（大分類）別事業所数及び従業者数の推移（民営事業所）（経済政策課）

（平成28年及び令和3年経済センサス-活動調査）

産 業 大 分 類	事業所数			従業者数		
	平成28年 実数	令和3年		平成28年 実数	令和3年	
		実数	構成比		実数	構成比
A～R 全 産 業（公 務 を 除 く）	28,310	29,657	100	305,105	322,112	100
A～B 農 林 漁 業	107	147	0.5%	1,096	1,400	0.4%
C 鉱 業，採石業，砂利採取業	3	1	0.0%	11	2	0.0%
D 建 設 業	2,430	2,735	9.2%	19,748	22,594	7.0%
E 製 造 業	1,091	1,041	3.5%	21,903	19,946	6.2%
F 電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	21	72	0.2%	729	971	0.3%
G 情 報 通 信 業	352	397	1.3%	6,659	6,760	2.1%
H 運 輸 業，郵 便 業	538	518	1.7%	10,990	11,378	3.5%
I 卸 売 業，小 売 業	7,733	7,449	25.1%	66,166	67,933	21.1%
J 金 融 業，保 険 業	620	665	2.2%	11,286	11,110	3.4%
K 不 動 産 業，物 品 賃 貸 業	2,004	2,602	8.8%	9,163	10,800	3.4%
L 学 術 研 究，専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	1,680	1,983	6.7%	9,539	12,145	3.8%
M 宿 泊 業，飲 食 サ ー ビ ス 業	3,466	3,264	11.0%	30,097	27,751	8.6%
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業，娯 楽 業	2,646	2,531	8.5%	13,880	13,531	4.2%
O 教 育，学 習 支 援 業	958	1,004	3.4%	15,159	16,073	5.0%
P 医 療，福 祉	2,493	2,864	9.7%	57,771	63,149	19.6%
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	192	193	0.7%	3,519	3,494	1.1%
R サ ー ビ ス 業 （他 に 分 類 さ れ な い も の）	1,976	2,191	7.4%	27,389	33,075	10.3%

ウ 商 業

業種別商店数・従業員数・年間販売額（商業金融課）

産 業 分 類	事業所数		従業者数		年間商品販売額	
	実数 (所)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (百万円)	構成比 (%)
合 計	6,179	-	57,021	-	2,326,270	-
卸 売 業 計	1,744	100%	18,281	100%	1,484,098	100%
50 各種商品卸売業	8	0.5%	113	0.6%	7,792	0.5%
51 繊維・衣服等卸売業	52	3.0%	466	2.5%	12,302	0.8%
52 飲食料品卸売業	374	21.4%	5,085	27.8%	465,390	31.4%
53 建築材料、鉱物・金属材料等 卸売業	337	19.3%	3,632	19.9%	275,677	18.6%
54 機械器具卸売業	533	30.6%	4,974	27.2%	366,644	24.7%
55 その他の卸売業	440	25.2%	4,011	21.9%	356,293	24.0%
小 売 業 計	4,435	100%	38,740	100%	842,172	100%
56 各種商品小売業	12	0.3%	877	2.3%	51,261	6.1%
57 織物・衣服・身の回り品小売業	626	14.1%	3,075	7.9%	38,553	4.6%
58 飲食料品小売業	1,317	29.7%	16,798	43.4%	263,729	31.3%
59 機械器具小売業	655	14.8%	5,290	13.7%	197,014	23.4%
60 その他の小売業	1,546	34.9%	10,171	26.3%	204,171	24.2%
61 無店舗小売業	279	6.3%	2,529	6.5%	87,443	10.4%

※出典：令和3年経済センサス-活動調査 事業所に関する集計-産業別集計-卸売業、小売業に関する集計

工 工 業

産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等〔従業者4人以上の事業所〕（経済政策課）

（令和2年工業統計調査結果）

産業中分類	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	実数 (箇所)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (百万円)	構成比 (%)
総計	447	100.0	18,328	100.0	458,054	100.0
食料品	149	33.3	6,008	32.8	128,445	28.0
飲料・たばこ・飼料	10	2.2	478	2.6	26,322	5.7
繊維工業	24	5.4	446	2.4	3,447	0.8
木材・木製品	8	1.8	184	1.0	2,769	0.6
家具・装備品	20	4.5	204	1.1	2,567	0.6
パルプ・紙・紙加工品	6	1.3	337	1.8	11,884	2.6
印刷	43	9.6	1,131	6.2	15,861	3.5
化学工業	6	1.3	1,752	9.6	47,266	10.3
石油製品・石炭製品	2	0.4	28	0.2	X	X
プラスチック製品	14	3.1	375	2.0	11,619	2.5
ゴム製品	1	0.2	5	0.0	X	X
皮革	-	-	-	-	-	-
窯業・土石製品	26	5.8	502	2.7	15,662	3.4
鉄鋼業	4	0.9	446	2.4	13,644	3.0
非鉄金属	3	0.7	58	0.3	1,643	0.4
金属製品	44	9.8	1,308	7.1	26,205	5.7
はん用機械器具	5	1.1	132	0.7	2,643	0.6
生産用機械器具	33	7.4	1,805	9.8	45,960	10.0
業務用機械器具	6	1.3	103	0.6	1,204	0.3
電子部品	3	0.7	951	5.2	35,845	7.8
電気機械器具	10	2.2	701	3.8	14,250	3.1
情報通信機械器具	-	-	-	-	-	-
輸送用機械器具	5	1.1	1,192	6.5	46,318	10.1
その他	25	5.6	182	1.0	1,677	0.4

オ 産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等〔従業者4人以上の事業所〕（経済政策課）

（令和2年工業統計調査結果）

	事業所数			従業者数			製造品出荷額等		
	平成30年 実数 (箇所)	令和元年		平成30年 実数 (人)	令和元年		平成30年 実数 (百万円)	令和元年	
		実数 (箇所)	構成比 (%)		実数 (人)	構成比 (%)		実数 (百万円)	構成比 (%)
総 数	461	447	100.0	18,863	18,328	100.0	458,763	458,054	100.0
4～9人	201	189	42.3	1,303	1,184	6.5	13,684	13,744	3.0
10～19人	100	105	23.5	1,390	1,427	7.8	26,121	24,354	5.3
20～29人	45	42	9.4	1,096	1,013	5.5	19,737	19,412	4.2
30～99人	85	80	17.9	4,841	4,487	24.5	117,058	122,923	26.8
100～299人	18	20	4.5	2,927	3,398	18.5	61,747	72,146	15.8
300人以上	12	11	2.5	7,306	6,819	37.2	220,416	205,476	44.9

※ 統計表中の記号について

「-」：該当がないもの。

「X」：該当事業所が1ないし2事業所に関する数字であるため、統計の秘密保護の立場から特に内容を秘匿したもの。

また、3事業所以上に関する数字でも秘匿した事業所に関する数字が前後の関係から判明する場合は「X」で表す。

2 競輪事業（競輪事務所）

（1）概 要

本市競輪事業は昭和25年（1950年）7月、財政再建と戦災復興事業に寄与することを目的として発足し、その後、昭和37年（1962年）4月の自転車競技法の恒久立法化、同年10月に競技実施団体としての自転車競技会（現公益財団法人JKA）が発足するなど事業の運営面で確固たる基盤が築かれた。

全国の公営競技の売上は、平成3年度をピークに減少傾向となっていたが、近年ネット投票の普及も進み上昇傾向にある。そのような中で、本市競輪事業は、本場開催をはじめ場間場外発売など売上の増加を図るとともに、新規ファンの掘り起こしのための専用場外車券売場の新設やファンサービスの充実、魅力あるレースの提供、特別競輪の招致など、ファンのニーズに応じた事業展開を行ってきた。

事業発足より現在までにおける発売額は、総額1兆360億円余、熊本市財政への繰出金総額は676億円余の巨額に上り土木、教育、住宅等の公共施設の建設、福祉の充実等の貴重な自主財源として本市の財政に多大な貢献をしている。

令和5年（2023年）4月1日現在、熊本地震の影響により本場開催はできないが、他場を借り上げて開催するなど、本市発展の一助として収益を確保するよう運営を行っている。また、再建に向けメインスタンド等の改修やバンク・駐車場の整備を行っており、令和6年度（2024年度）中のプレオープン（本場レース再開）、令和7年度（2025年度）のグランドオープンを目指して再建事業に取り組んでいる。

（2）施 設

所在地	中央区水前寺5丁目23番1号
開設年月	昭和25年（1950年）7月
競走路	1周500m
駐車場	789台収容
投票所	8ヵ所 窓口 109
支払所	8ヵ所 窓口 62
観覧席	定員 12,000人

（数値については震災前であり、現在再建中）

（3）競輪事業の実績

区分 \ 年度	H30	R1	R2	R3	R4
開催回数	5	5	4	5	7
開催日数	22	22	19	22	25
入場者数	6,480	5,945	4,063	4,501	4,333
収入	千円	千円	千円	千円	千円
入場料（普通席）	0	0	0	0	0
〃（特別席）	0	0	0	0	0
車券発売金	9,471,522	8,778,849	9,589,727	11,571,186	12,618,559
その他の収入	491,288	695,377	1,574,575	1,935,593	3,046,409
前年度繰越金	191,169	74,296	176,370	204,636	228,271
支出					
経常経費	98,044	106,397	190,826	127,335	116,886
開催経費	8,946,997	8,366,133	10,173,486	12,193,405	13,136,453
交付金	192,585	177,527	200,674	240,860	253,998
施設関係	42,058	122,095	21,049	241,544	1,938,291
一般会計繰出金	300,000	200,000	100,000	200,000	200,000
基金積立金	500,000	400,000	450,000	480,000	100,000

新型コロナウイルス感染拡大防止のためR2年度(2020年度)上期F I開催中止

(4) 競輪事業収益金の使途

区分 年度	土木・住宅 関係		民生 関係		教育 関係		衛生 関係		災害復旧 工事関係		その他		合計	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
H30	35,190	11.7	221,880	74.0	22,410	7.5	9,390	3.1	1,410	0.5	9,720	3.2	300,000	100.0
R1	10,340	5.2	160,860	80.4	16,740	8.4	5,520	2.7	0	0	6,540	3.3	200,000	100.0
R2	10,210	10.2	72,840	72.8	9,850	9.9	2,750	2.8	0	0	4,350	4.3	100,000	100.0
R3	26,680	13.3	142,880	71.4	15,580	7.8	6,780	3.4	360	0.2	7,720	3.9	200,000	100.0
R4	23,340	11.7	137,620	68.8	20,420	10.2	8,740	4.4	40	0	9,840	4.9	200,000	100.0

3 観光政策（観光政策課）

(1) 概況（観光政策課）

「森の都」と称される熊本市は、豊かな緑、清冽な地下水などの恵まれた自然と城下町としての永い歴史と伝統ある地域文化に恵まれ、日本三名城の一つ熊本城に象徴される歴史都市として、また、多彩な文化を有する近代都市として毎年多くの観光客が訪れる観光都市である。

平成6年（1994年）には「国際会議観光都市」の指定を受け国際観光都市づくりを推進するとともに、国内外の大会・会議の誘致に取り組み、国際コンベンションシティとしての展開とともに、平成15年（2003年）9月には熊本市議会において「観光立市くまもと」都市宣言が決議された。

また、平成22年（2010年）3月には本市と地理的に近く歴史的にもつながりが強い東アジア諸国からの誘客を進めていくため「熊本市東アジア戦略」を策定し、更に平成30年3月には、世界に認められる「上質な生活都市」を目指して「熊本市国際戦略」を策定した。

これらの戦略に基づき外国人誘客の取組を強化したことや、熊本城特別公開や国際スポーツ大会の開催などにより、本市における外国人宿泊者数は、令和元年（2019年）には34万人を突破し過去最多となった。

令和2年（2020年）、令和3年（2021年）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、本市における国内外の宿泊者数は大きく減少したが、令和4年（2022年）は、旅行宿泊需要喚起策の長期的な実施や大型コンベンションの開催等により、回復傾向となった。

今後は、新型コロナウイルスの5類移行に伴い、コロナ禍における旅行者の行動や意識変容を的確にとらえ、さらなる国内外との観光交流の推進に努めていく必要がある。そこで、ポストコロナに対応した新しい観光スタイルを確立するとともに、新たなターゲット開拓や受入環境の整備、プロモーションを展開していく。

観光客の動向

年	項目	観光客数 (千人)	対前年比 (%)	宿泊客数 (千人)	うち外国人宿泊者数 (千人)
H30		4,954	98.7	2,813	235
R1		6,014	121.4	2,819	343
R2		2,453	40.8	1,681	49
R3		2,311	94.2	1,837	6
R4		4,053	175.4	2,611	47

(2) 観光客誘致（観光政策課）

ア 観光マーケティング戦略

多様化・個別化する観光客ニーズなどのデータ収集と分析を行い、データに基づいた観光施策の基本的な指針となる戦略を策定

イ 観光誘客促進業務

九州に加えて、東京、名古屋、大阪などを訴求エリアとし、ポストコロナによる旅行需要の変容にあわせたプロモーションを実施

ウ 観光プロモーション

- ・熊本城はもとより、市内一円の観光スポット（食・遊び・歴史・文化等）を活用した周遊喚起をはじめ、飲食などを中心とする「夜の魅力」を活用した宿泊喚起を促すとともに、九州に加えて、東京、名古屋、大阪などをターゲットとした上質なイメージ戦略を実行するなど、本市の観光資源と夜の魅力を活用したプロモーションを展開
- ・台湾をはじめ中国、香港、タイなどのアジア諸国や欧米への認知獲得、情報発信及び他都市と連携した周遊促進プロモーションの展開
- ・「熊本城おもてなし武将隊」や「ひごまる」によるSNSを活用した観光PR

エ 九州都市間のネットワーク推進

九州内主要都市及び阿蘇・天草地域等と連携した広域観光PR

オ 観光客誘致事業への支援

熊本国際観光コンベンション協会が実施する観光客誘致事業に対する支援

カ 地理的優位性を活かした広域観光の推進

県内の主要交通結節点を有する本市の地理的優位性を活かし、熊本県の陸の玄関口であるJR熊本駅と桜町バスターミナル周辺において、県内各地の魅力を発信する観光物産イベント及び、ナイトタイムエコノミー企画等を開催する

(3) 観光客受入態勢（観光政策課）

ア 観光案内所

桜の馬場 城彩苑総合観光案内所及び熊本駅総合観光案内所の運営・案内機能の充実強化

イ 国際観光重点地域

本市が「国際観光重点地域」と指定している「熊本城」、「水前寺成趣園」及びその周辺エリアにおける地域の観光資源を活かした魅力的な滞在コンテンツの充実など訪日外国人観光客の受入環境の強化

ウ 熊本城シャトルバス

桜の馬場 城彩苑と熊本城二の丸駐車場間における無料シャトルバスの運行

エ 観光施設

峠の茶屋公園等の維持管理

オ 観光イベント関連事業（イベント推進課）

祭り・伝統芸能の継承

・火の国まつり

多くの市民が参加しやすく親しめる市民参加型のまつり。

名 称 「第46回 火の国まつり」

期 間 令和5年（2023年）8月4日（金）、5日（土）、6日（日）の3日間

主 催 火の国まつり運営委員会・熊本市

会 場 熊本市中心部一帯

・江津湖花火大会

「水の都」熊本市のシンボルである江津湖で開催する花火大会。

名 称 「TKU 江津湖花火大会2023」

開催日 令和5年（2023年）8月26日（土）

主 催 江津湖花火大会実行委員会・熊本市

共 催 株式会社 テレビ熊本

会 場 下江津湖周辺（水前寺江津湖公園）

・くまもとお城まつり（熊本城総合事務所）

平成28年（2016年）4月に発生した熊本地震に伴う熊本城の被害により、これまでイベントを開催してきた有料区域内及び奉行丸広場、笹園が使用不可能となっている中、二の丸広場を主会場とし、城彩苑や花畑広場等の関連施設催事との連携を強化し、回遊性を図ることで城下と一体となった賑わいの創出を行う。

今年度の方針

昨今の情勢の変化により国内外より多くの来城者が見込まれる中、熊本城の魅力と復興の姿を発信するため様々なイベントを開催する。

(4) MICEの誘致推進（誘致戦略課）

ア 概要

MICEとは、企業等が開催する内部の会議等（Meeting）、社員や販売代理店等に対する表彰や研修等を目的とした報奨旅行（Incentive Tour）、学会や団体などが開催する学会会議等（Convention）、文化的な催事や展示会・見本市（Exhibition/Event）など、多くの集客や交流が見込まれる催事の頭文字を用いた総称であり、MICEの開催は、集客や交流人口の増加等に伴う直接的な経済波及効果があることはもとより、産業や学術等と密接に関連しており、地域産業の活性化、学術の振興、都市の国際化や魅力の向上等に繋がるものと期待されている。

これらの効果等を踏まえ、国においては、平成21年（2009年）7月に「MICE推進アクションプラン」を策定するなど、MICEの誘致や開催を推進しており、また、観光立国の実現に向けた主要な柱の一つとしてMICEを位置付けている。

本市においても、MICEの開催による効果を楽しむため、熊本国際観光コンベンション協会を中心としてコンベンションの誘致に取り組むとともに、平成24年（2012年）10月の「くまもとMICE誘致推進機構」の設立、平成27年（2015年）4月の「熊本市MICEアンバサダー（大使）」制度の創設などの施策を実施しており、また、平成30年（2018年）12月に「熊本市MICE誘致戦略」を策定し、戦略的なMICE誘致活動を展開している。

今後は国内や海外の動向を見据えながら、関係機関等との協力・連携のもとMICEの誘致を推進する。

イ MICEの誘致推進

① 熊本国際観光コンベンション協会

- ・地元キーパーソンや首都圏学会事務局等とのネットワーク構築によるコンベンション誘致推進
- ・MICEの誘致活動及び開催への助成、支援事業（平成31年（2019年）4月、上限額1,200万円の特別助成制度を創設）

② くまもとMICE誘致推進機構

熊本へのMICEの誘致を推進し、熊本の地域活性化及び知名度向上に資することを目的に、平成24年（2012年）10月、大学・高等教育機関、医療・福祉団体、スポーツ・文化団体、経済団体、新聞・放送関係、中心商店街、コンベンション施設、宿泊施設、旅行代理店、交通運輸事業者、行政・コンベンション推進団体で構成する「くまもとMICE誘致推進機構」を設立した。

熊本へのMICE誘致推進のため、同機構は次の活動に取り組む。

- ・MICEの誘致活動を行う際に、熊本の魅力をアピールできるよう支援、受入体制の充実を図る。
- ・誘致及び開催情報の集約、支援情報の周知を図るためのネットワークを構築する。

③ 熊本市MICEアンバサダー

本市へのMICEの誘致推進を図るため、平成27年（2015年）4月1日に制定した熊本市MICEアンバサダー（以下「アンバサダー」という。）設置要綱により選任したアンバサダー（令和5年（2023年）4月現在5名）は次の活動を行う。

- ・MICE開催地としての本市の広報活動
- ・本市が行うMICE誘致活動への協力及び助言
- ・MICE開催に関する本市における普及啓発活動

④ 熊本市MICE誘致戦略の概要

目標

- ・コンベンション開催による経済波及効果額 令和5年（2023年）：78億円
- ・熊本城ホールで開催されるイベントに対する満足度 令和5年度（2023年度）：80%

重点ターゲット

- ・医療系の国内学会
- ・水資源、農業、防災、海外移住者（日系人）の多さなどの熊本の特性を活かせる国際会議

- ・熊本で初開催となる芸術、文化、スポーツ等のイベント
- ・小・中規模のインセンティブツアー

戦略の柱

- ・段階的な公開にあわせた熊本城の活用
- ・ユニークベニューの充実
- ・ホテルの充実
- ・熊本国際観光コンベンション協会による支援の充実
- ・イベント開催に係るインセンティブの付与

ウ 熊本城ホールの概要

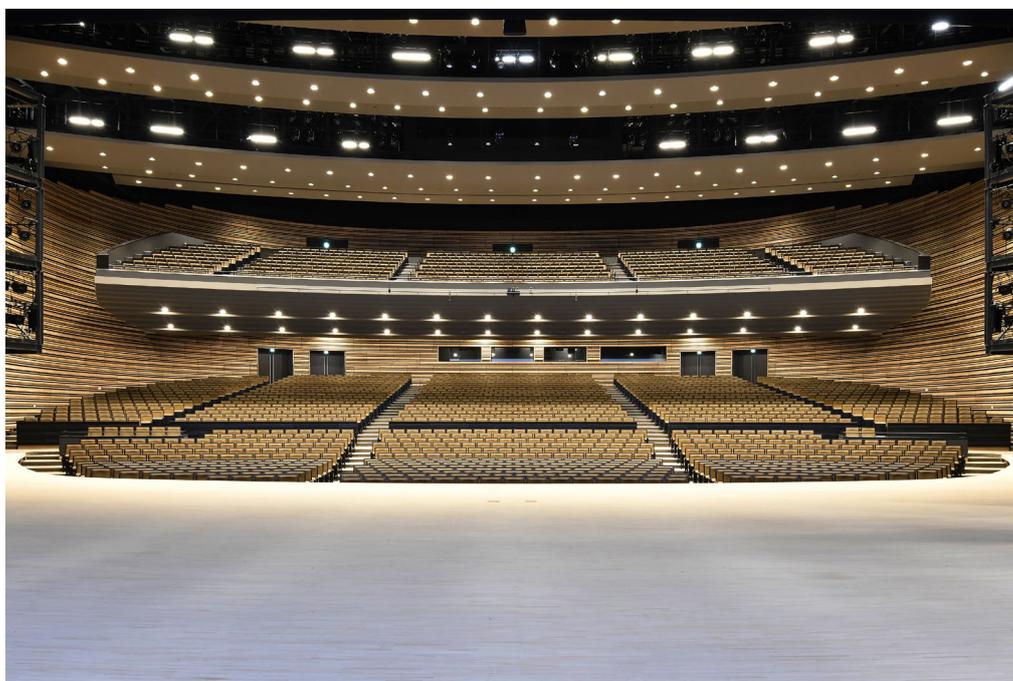
熊本城ホールは、地域住民相互の交流の場を提供することを目的として令和元年（2019年）12月にグランドオープンを迎えた。商業用途のほか、バスターミナル、ホテル、マンション、バンケットなどで構成される桜町再開発施設の一部で、延べ床面積の合計が約30,000㎡あり、約1,600㎡の自由な空間演出により各種催事に対応可能な展示ホール、約300の壁面収納の可動席と約450の仮設席の自由な配置により小・中規模ホールとしての利用や平土間での利用も可能なシビック（多目的）ホール、連結利用も可能な約30～300㎡の大中小19室の会議室、さらには県内最大規模の約2,300の固定席を有し、文化催事やシンポジウムなどに利用できるメインホールの4層構造の施設になる。

中心市街地に立地し、バスターミナルや商業施設、ホテル等と一体的に利用できる、地理的・機能的優位性を有するほか、メインホールホワイエからは熊本城を眺望することができるなど、来館者に対して充実したおもてなしができる全国でも他に類を見ない施設である。

施設概要

管理運営 熊本城ホール運営共同事業体（指定管理者 期間：平成31年度（2019年度）～令和5年度（2023年度））

所在地 中央区桜町3番40号



熊本城ホール（メインホール）

(5) 熊本国際観光コンベンション協会（観光政策課・誘致戦略課）

名称 一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会

目的 熊本市及びその周辺地域の産業、技術及び文化、歴史などの資源を活用し、MICE及び観光の振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的とする。

事業 コンベンションの誘致及び支援、観光客の誘致及び受入、国内への広報及び宣伝、MICE及び観光の企画及び調査、MICE及び観光に関する情報の収集及び提供、MICE及び観光に関する人材の育成及び啓発、観光施設内売店の運営等

事務所の所在地 中央区細工町4-30-1 扇寿ビル5階

コンベンション開催状況

年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
件数（件）	366	313	67	103	236
人員（人）	140,913	139,053	21,754	36,412	102,208

(6) 桜の馬場観光交流施設及び桜の馬場観光交流施設駐車場（観光政策課）

熊本城のエントランスにあたる桜の馬場地区に観光交流施設を整備することで、観光客等の滞留時間を拡大するとともに、周辺地域への回遊性を促進し、中心市街地の活性化並びに城下町である本市の魅力向上に寄与することを目的とし、PFI方式により整備したものである。

所在地 中央区二の丸1番1 ほか

施設概要 総合観光案内所、歴史文化体験施設、多目的交流施設、駐車場

(7) 名所旧跡及び観光施設

ア 水前寺成趣園（観光政策課）

清らかな水と日本庭園の美しさで知られており、肥後細川家3代忠利が「国府のお茶屋」としてつくったものを、5代綱利が現在のような大規模庭園に改修し「成趣園」と名づけた。造りは回遊式庭園で阿蘇の伏流水が湧き出る池を中心に築山、浮石、松などが配されている。池の湧水は年中絶えることなく、至る所から湧き出ており、観光客、市民の憩いの場所となっている。文豪夏目漱石もこの清冽な水をたたえて「湧くからに 流るるからに 春の水」と詠んでいる。

イ 北岡自然公園（文化財課）

細川家歴代の菩提寺である妙解寺が設けられていた所で、明治4年（1871年）に廃寺とされ細川家の別邸となり、現在は、自然公園として公開されている。園の奥にある3代忠利、忠利の室及び4代光尚の廟側には、殉死者の墓や森鷗外の小説「阿部一族」で有名な阿部弥市右衛門の墓があり、数々の歴史を物語っている。

ウ 立田自然公園（文化財課）

立田山の麓にある立田自然公園は、細川家の菩提寺泰勝寺跡である。ここには、初代藤孝及びその夫人、2代目忠興とガラシャの名で広く世に知られるその夫人をはじめ歴代藩主の墓がある。ガラシャ夫人は明智光秀の娘で、キリスト教に帰依し貞節をもって一生をつらぬいた。今なお、夫人の墓を訪れる内外の客は後を絶たない。また木立の中には風流を極めた茶室「仰松軒」がある。

エ 本妙寺（文化財課）

九州における日蓮宗の名刹として知られる加藤家の菩提寺本妙寺は、熊本城の北西約2km、城をのぞむ中尾山の中腹にある。境内には、清正公を祀った浄池廟、清正公の肖像画や遺品を納めた加藤清正公記念館、清正に殉死した大木土佐守や金宦の墓などがある。7月23日に行われる頓写会には、夜を徹して参拝の人波が続く。

*熊本地震により一部通行規制有（令和5年（2023年）4月1日現在）

オ 峠の茶屋公園（観光政策課）

明治30年（1897年）、後の文豪夏目漱石は、友人とともに熊本から現在の天水町へ旅をした。その時に通ったのが、鳥越峠と野出峠で、当時この2つの峠には茶屋があり、有名な「草枕」の一節「おい、と声をかけたが返事がない」はこのどちらかの茶屋が舞台といわれている。現在、当時の茶屋は存在しないが、野出峠は有明海や島原半島を望む展望公園として整備されている。一方、鳥越峠は峠の茶屋公園として資料館が整備され、漱石に関わる資料が展示されている。

カ 武蔵塚（北区土木センター）

剣聖宮本武蔵は、細川忠利に招かれて、晩年を熊本で送り、その生涯を閉じた。その墓は、熊本藩主細川家の江戸参勤交代の折、その無事を見守りたいとの武蔵の遺言により、大津街道（豊後街道）沿いに選ばれたと伝えられている。なお、武蔵塚がある武蔵塚公園は、日本庭園や茶室・東屋の他、公園のシンボルとして武蔵のブロンズ像が建立されている。

キ 霊巖洞岩戸観音・五百羅漢（観光政策課）

金峰山の西麓にあり、剣聖宮本武蔵が兵法書「五輪書」を記した洞窟で観音が祀られている。この横には、熊本の商人淵田屋儀平が石工了善に24年の歳月を費やし彫らせて奉納したと伝えられている五百羅漢もある。

ク 田原坂公園（北区土木センター 植木地域整備室）

西南戦争では17昼夜にわたる戦闘が繰り広げられた激戦地である。園内には、激戦の跡が生々しい土蔵造りの弾痕の家（復元）や慰霊塔、田原坂西南戦争資料館が建ち、往時の戦いを知ることができる。官軍が田原坂の戦闘で消耗した小銃の弾薬は、一日平均32万発、死者は官軍だけで1日平均100名にものぼったといわれている。いまではツツジや桜の名所として知られる美しい公園として親しまれている。

ケ 塚原古墳公園（南区土木センター 城南地域整備室）

200基以上の古墳が発見された国指定史跡「塚原古墳群」が広がり、桜やアジサイ、コスモスなど季節の花が咲くきれいな古墳公園に整備されている。公園内には、熊本市塚原歴史民俗資料館や火の君遊園地、熊本県民天文台などもあり、家族連れで一日中楽しめる。

4 動植物園（動植物園）

(1) 概要

自然環境の荒廃が深刻化している今日、希少動植物の種の保存や生涯教育、環境教育の場としての動植物園の果たす社会的役割はますます重要なものとなっている。

当園においても、動物ふれあい広場「タッチ愛ランド」での、体験プログラムや、日本庭園における「ホテルの里づくり」などの取り組みをとおして、命の尊さや自然環境に関われるような事業を展開している。

そのような中、平成19年（2007年）から、平成25年（2013年）において、動物の習性及び行動に配慮した魅力的な展示施設とする再編整備に取り組み、「サルたちの森」や「モンキーアイランド」、「チンパンジー愛ランド」、「ペンギン・カピバラ・サル山エリア」を整備した。

平成28年（2016年）4月の熊本地震では、園路や獣舎などに甚大な被害を受け休園を余儀なくされたが、平成30年（2018年）12月22日には2年8ヶ月ぶりの全面開園に至り、令和元年（2019年）に、現在地移転50周年という節目の年を迎えることができた。

また、熊本地震からの復興と令和11年（2029年）に迎える開園100周年に向けた中長期的な整備・運営方針として、令和2年（2020年）3月31日に「熊本市動植物園マスタープラン」を策定し、計画の実現に向け園内施設のリニューアルや自然環境教育の推進などに取り組んでいる。

(2) 施設概要

所在地	東区健軍5丁目14番2号		
敷地面積	24.509ha		
開園年月日	昭和4年（1929年）7月26日 （昭和44年（1969年）7月1日移転開園、平成3年（1991年）4月1日に動植物園新設）		

飼育動物	ほ乳類	46種	212点	鳥類	49種	278点
	爬虫類	14種	75点	両生類	13種	62点
	計	122種	627点	（令和5年（2023年）4月1日現在）		

植物園	花壇	3,137㎡	芝生	29,748㎡	バラ	950㎡
	高木	7,820本	低木	32,594本	生垣	670m
	花の休憩所	232種	2,389点（令和4年（2023年）4月1日現在）			

いきもの学習センター

落成	平成元年（1989年）9月30日
主要施設	常設展示室 特別展示室 レクチャールーム 研究室 ロビー
総工費	500,000千円

花の休憩所	落成	平成3年（1991年）4月1日
主要施設	大温室 展示室 ガイダンスホール	
総工費	1,280,000千円	

飼育管理センター	落成	平成8年（1996年）7月15日
主要施設	診察室 手術室 検疫室 解剖室 研修室 検査室等	
総工費	290,000千円	

緑の相談所	落成	昭和60年（1985年）10月7日
主要施設	相談室 研修室 水辺のインフォメーションセンター	

総 工 費 300,285千円

正門ゲート 落成 令和4年(2022年)2月5日
 主要施設 事務室 ホール ウェルカムスペース 救護室 授乳室 等
 総 工 費 199,769千円

遊 戯 施 設 ドルフィンパラダイス、観覧車、モノレール、新幹線さくら、子ども列車、
 メロディーペット、チェーンタワー、メリーゴーラウンド、カード迷路ぐるり森大冒険など

駐 車 場 平日無料(普通車 1,229台、バス 57台)
 土・日・祝日有料(普通車・中型車1台 200円 大型車1台 1,000円)

入 園 料 (令和2年(2020年)4月改定)

	[個人]	[団体]
大人・高校生	500円	400円
小・中学生	100円	80円
(ただし、市内の小・中学生は名札又は生徒手帳持参の場合、無料)		
幼 児	無 料	

利用状況

年度 \ 区分	入 園 者 数 (人)	入 園 料 (千円)	施設利用料 (千円)
H30	508,864	64,208	137,895
R1	645,668	88,868	150,766
R2	360,786	86,938	97,278
R3	476,820	113,601	123,874
R4	684,968	164,830	176,777

5 スポーツ振興（スポーツ振興課）

本市では、これまでの市民スポーツの素晴らしい伝統と歴史を踏まえ、誰もが健康で、生涯にわたりスポーツに親しむことができ、様々なスポーツを通して交流ができる、豊かなスポーツライフにつなげる「スポーツ交流都市」を目指し、「すべての市民が生涯を通してスポーツに親しむ環境づくりを一層拡充するとともに、スポーツコンベンションの誘致・開発等により都市のにぎわい創出を進めていくことを目的として、新しい時代に対応した、「市民の豊かなスポーツライフ」を目指します。

（1）生涯スポーツ活動の推進（スポーツ機会の充実）

ア 地域スポーツ活動の支援

- ・市民誰もが日常的にスポーツを行うことができる多種目・多世代型の地域住民主体の総合型地域スポーツクラブの育成を推進する。
- ・市民の多種多様なスポーツ活動への要望へ応じるため、スポーツリーダーバンクの充実を図り、スポーツ指導者を育成・支援を推進する。

イ 生涯スポーツ活動の支援（スポーツ振興課・イベント推進課）

- ・熊本城マラソンをはじめ市民総参加型スポーツイベントの開催により、日常的に運動を行う習慣がない人も含め、市民だれもがスポーツに参加し楽しめる環境づくりに取り組む。
- ・スポーツ振興基金を活用し、有望な競技者の顕彰や支援はもとより、スポーツの普及及び啓発に取り組む。
- ・スポーツや健康づくりに関わる市内の各種団体との連携を図り、様々なニーズに合わせたスポーツイベントの開催などによりスポーツ機会の充実を図る。

ウ スポーツ施設の整備充実

安全で快適に利用できるスポーツ活動の拠点施設として多様化する市民ニーズへの対応や利便性の向上を図るため、既存スポーツ施設の環境整備と管理体制の充実を図る。

エ 施設利用の利便性向上

広域的なスポーツ施設の有効活用を推進するため、体育施設案内・予約システムの活用に努める。

オ スポーツ関係団体・企業との連携（スポーツ振興課）

地元プロスポーツチーム等との連携により、一流のアスリートと触れ合う機会を創出し、スポーツに取り組む意欲喚起を図る。

カ スポーツ行事

（令和4年度（2022年度））

行事名	実施月	参加数
熊本市民早起き野球大会	5月～7月	89チーム
親子スポーツ大会	6月～11月	205人
市杯スポーツ大会	9月～1月	1,331人
市民スポーツフェスタ	7月～3月	1,517人
小中学生軟式野球大会	8月～10月	66チーム

(2) スポーツ施設

施設名 開設年月	施設概要
清水新地野球場 昭和47年(1972年)6月	軟式野球場1面(ソフトボール2面)
熊本城公園テニスコート 平成元年(1989年)4月	テニスコート4面:クレークコート・2,805㎡
新屋敷公園テニスコート 昭和35(1960年)年9月	テニスコート4面:クレークコート・2,795㎡
北岡自然公園弓道場 昭和35年(1960年)10月	近的競技:8人立 遠的競技:3人立 射場:153㎡ 的場:50.29㎡ 収容人員:300人
城山運動施設 昭和60年(1985年)4月	テニスコート4面:クレークコート・2,304㎡
清水新地コート 昭和60年(1985年)5月	テニスコート4面:クレークコート・2,275㎡ ゲートボールコート6面:2,677㎡ 駐車場:1,563㎡(50台)
龍田体育館 昭和58年(1983年)4月	体育室 750㎡(30m×25m) バレーボールコート2面 バスケットボールコート1面 バドミントンコート3面 小体育室 252㎡(30m×8.4m)(管理棟2階部分)卓球8台
武蔵塚武道場 平成2年(1990年)5月	構造 鉄筋コンクリート 2階建 1階 駐車場 315㎡(15台) 2階 道場(1面)228㎡(剣道、柔道他)
城山公園 平成26年(2014年)4月	軟式野球場1面(ソフトボール場1面) テニスコート6面(フットサルコート3面) 多目的広場、ウォーキングコース、遊具広場
清水スポーツセンター 平成6年(1994年)3月	体育室、バドミントンコート3面 バレーボールコート1面 ゲートボールコート3面
北部公園 昭和50年(1975年)4月	軟式野球場1面(ソフトボール場1面) テニスコート1面:クレークコート
今熊公園 昭和63年(1988年)4月	軟式野球場1面(ソフトボール場2面)
北部武道館 平成21年(2009年)5月	武道場2面(剣道・柔道他)
明德体育館 平成3年(1991年)4月	体育室(549,336㎡) バドミントンコート3面 バレーボールコート1面 卓球6面
明德グラウンド 昭和60年(1985年)4月	軟式野球場1面(ソフトボール場2面、サッカー場1面)
飽田公園 昭和49年(1974年)4月	軟式野球場1面(ソフトボール場2面、サッカー場1面)
天明運動施設 昭和49年(1974年)12月	軟式野球場1面(ソフトボール場2面、サッカー場1面) 体育室 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建 1階 1,389㎡ 体育室(バレーボールコート2面、バドミントンコート6面) 2階 369㎡ ギャラリー

施設名 開設年月	施設概要
川尻武道館 平成7年(1995年)7月	1階 鉄筋コンクリート造 459㎡(駐車場14台、駐輪場21台) 2階 鉄骨造 538㎡ 武道場 1面(244㎡・畳98帖敷) 小道場 1面(110㎡)
北部体育館 昭和61年(1986年)3月	体育室、バレーボールコート2面、バドミントンコート6面
河内グラウンド 平成17年(2005年)5月	運動広場 ソフトボール場1面、サッカー場1面 軽スポーツ広場
塚原グラウンド 昭和61年(1986年)4月	軟式野球場1面(ソフトボール場1面)
植木総合スポーツセンター 昭和60年(1985年)3月	武道館 柔道場1面、剣道場1面、武道場1面 グラウンド 野球場1面、ソフトボール2面、サッカー場1面 テニスコート2面:クレーコート
植木弓道場 平成9年(1997年)1月	近的競技:10人立 870.04㎡ 多目的広場
吉松スポーツ公園 平成2年(1990年)3月	野球場1面
田原スポーツ公園 平成5年(1993年)4月	野球場1面
富合雁回館 平成3年(1991年)4月	アリーナ、ステージ、トレーニングルーム、バスケットボールコート2面、 バレーボールコート3面、バドミントンコート6面、卓球台6台
雁回公園 昭和61年(1986年)4月	軟式野球場2面(ソフトボール場4面)
富合屋外運動場 平成12年(2000年)4月	グラウンドゴルフ、キッズサッカー場

公設体育施設の利用状況（令和4年度（2022年度））

清水新地野球場		新屋敷公園 テニスコート		熊本城公園 テニスコート		北岡自然公園 弓道場		城山運動施設 テニスコート		川尻武道館		清水新地コート テニス	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
258	10,842	295	13,109	290	11,353	353	12,155	345	38,013	353	8,679	258	5,183

清水新地コート		清水スポーツセンター				河内グラウンド				今熊公園		北部公園	
ゲートボール		体育館		ゲートボール		グラウンド		軽スポーツ場		野球場		野球場	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
258	5,183	353	17,413	127	1,797	63	2,381	15	37	125	7,824	210	7,831

北部公園 テニスコート		明德体育館		北部武道館		北部体育館		鮎田公園 野球場		龍田体育館		天明運動施設 体育館	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
150	733	343	10,758	273	6,720	353	39,086	298	19,449	344	35,727	290	17,849

天明運動施設 グラウンド		明德グラウンド		塚原グラウンド		武蔵塚武道場		植木総合スポーツセンター					
								武道場		グラウンド		テニスコート	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
270	23,231	250	9,637	140	5,711	348	6,932	221	3,000	241	15,506	147	1,266

吉松スポーツ 公園		田原スポーツ 公園		植木弓道場		富合雁回館		富合屋外運動場		雁回公園		城山公園 グラウンド	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
131	7,874	196	12,237	355	12,173	350	22,892	150	6,183	113	12,469	268	27,626

城山公園 テニスコート	
日数	人員
345	38,013

学校夜間開放体育施設の利用状況（令和4年度（2022年度））

小 学 校					
運 動 場			体 育 館		
開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員
30	7,391	81,831	95	25,310	343,946

中 学 校											
運 動 場			体 育 館			武 道 場			テニスコート		
開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員
29	6,068	59,132	41	16,131	173,028	28	7,763	43,070	3	475	3,251

総合体育館・青年会館

所在地 中央区出水2丁目7番1号
 開設年月日 昭和61年(1986年)7月9日

利用状況 (令和4年度(2022年度))

大体育室	中体育室	小体育室	武道場	弓道場	室内プール	トレーニング室	スポーツサウナ	青年会館	合計
75,240	50,347	31,302	11,459	10,185	46,286	19,210	684	25,235	269,948

田迎公園運動施設(浜線健康パーク)

所在地 南区良町4丁目8番1号
 開設年月日 平成2年(1990年)7月1日(平成元年(1989年)3月19日一部開設)
 総事業費 3,100,000千円

利用状況 (令和4年度(2022年度))

中体育室	小体育室	運動広場	武道場	テニスコート	ゲートボール場	プール	ジョギングコース	合計
38,156	15,416	16,403	9,751	21,736	494	25,881	52,565	180,402

南部総合スポーツセンター

所在地 南区白藤5丁目2番1号
 開設年月日 平成3年(1991年)6月1日 一部開設
 総事業費 2,967,095千円

利用状況 (令和4年度(2022年度))

体育室	武道場	運動広場	テニスコート	ゲートボール場	プール	ジョギングコース	弓道場・アーチェリー場	合計
36,812	7,820	10,787	4,761	3,109	31,264	18,000	11,514	124,067

熊本市総合屋内プール(アクアドームくまもと)

所在地 南区荒尾2丁目1番1号
 開設年月日 平成10年(1998年)7月1日
 総事業費 26,071,880千円

利用状況 (令和4年度(2022年度))

プール	アイススケート	多目的フロア	トレーニング室	その他	合計
73,999	34,735	1,916	18,393	83,744	212,787

託麻スポーツセンター

所在地 東区上南部3丁目22番30号
 開設年月日 平成15年(2003年)4月1日(一般供用開始)
 総事業費 437,000千円

利用状況 (令和4年度(2022年度))

体育室	多目的広場	テニスコート	ゲートボール場	合計
36,526	23,355	9,462	6,193	75,536

城南総合スポーツセンター

所在地 南區城南町舞原144番地1
 開設年月日 平成27年(2015年)4月1日

利用状況 (令和4年度(2022年度))

体育室	弓道場	グラウンド	テニスコート	トレーニング室	多目的室	ジョギングコース	合計
37,926	752	20,561	27,190	2,838	5,807	16,056	111,130

植木中央公園運動施設

所在地 北區植木町岩野285番地35
 開設年月日 令和元年(2019年)8月31日

利用状況 (令和4年度(2022年度))

体育室	多目的室	テニスコート	芝生広場	アスレチック広場	グラウンド	ジョギングコース	合計
33,932	1,650	18,668	10,407	55,690	2,316	49,709	172,372

水前寺野球場

所在地 中央區水前寺5丁目23番2号
 開設年月日 昭和13年(1938年)4月(一般供用開始)

利用状況 (令和4年度(2022年度))

野球場	その他	合計
14,368	1,851	16,219

水前寺競技場

所在地 中央區水前寺5丁目23番3号
 開設年月日 昭和26年(1951年)8月(一般供用開始)

利用状況 (令和4年度(2022年度))

競技場(個人)	競技場(専用)	会議室	合計
36,895	14,371	1,300	52,566

城南B&G海洋センター

所在地 南區城南町舞原134番地1
 開設年月日 昭和60年(1985年)4月

利用状況 (令和4年度(2022年度))

小体育室	ミーティングルーム	プール	合計
2,869	416	8,477	11,762

※令和4年3月より熊本地震からの復旧工事が完了したため供用再開

(3) 指定管理者

名 称 一般財団法人 熊本市文化スポーツ財団
 事務所の所在地 中央区出水 2 丁目 7 番 1 号
 目 的 熊本市から社会体育施設及び社会教育施設の委託を受け、その施設の設置目的を効果的に達成するための諸事業を実施し、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。
 基本財産 92,615千円

運営管理（指定管理者および運営委託）する施設と事業

指定管理施設（協定期間：令和元年度（2019年度）～令和5年度（2023年度））

※城南B&G海洋センターのみ令和3年度（2021年度）3月～令和5年度（2023年度）

施設名	所在地
熊本市総合体育館・青年会館	中央区出水 2 丁目 7 番 1 号
熊本市田迎公園運動施設（浜線健康パーク）	南区良町 4 丁目 8 番 1 号
南部総合スポーツセンター	南区白藤 5 丁目 2 番 1 号
熊本市総合屋内プール（アクアドームくまもと）	南区荒尾 2 丁目 1 番 1 号
託麻スポーツセンター	東区上南部 3 丁目 22 番 30 号
水前寺野球場	中央区水前寺 5 丁目 23 番 2 号
水前寺競技場	中央区水前寺 5 丁目 23 番 3 号
城南総合スポーツセンター	南区城南町舞原 144 番地 1
植木中央公園運動施設	北区植木町岩野相田原 285 番地 35
城南B&G海洋センター	南区城南町舞原 1 3 4 番地 1

事業 体育・スポーツの振興、指導及び助言
 青年の活動に関する相談、指導及び助言
 熊本市から委託を受けた施設の管理運営
 その他、目的を達成するために必要な事業

(4) 熊本市社会体育施設案内・予約システム

平成12年（2000年）4月システム運用開始

平成17年（2005年）1月システム改良

平成22年（2010年）6月熊本県・市町村公共施設予約システム運用開始

登録者の推移

区分	年度	H30	R1	R2	R3	R4
	個人	70,470	75,708	80,815	85,724	89,863
グループ	12,362	13,268	13,868	14,340	14,581	
団体（総合型スポーツクラブ）	21	21	22	22	23	
利用全体に占めるシステム登録者の割合（%）	81.7	81.7	82.5	82.8	82.9	

*「利用全体に占めるシステム登録者の割合」はスポーツ振興課所管施設・他課所管施設のみを対象とした推測値（公民館利用者を除く）。